

別紙－２④

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(総括監督員)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																	
7. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 244 1489 276">措置内容</th> <th data-bbox="1489 244 1659 276">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="376 276 1489 308">□ 1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td data-bbox="1489 276 1659 308">- 20点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 308 1489 339">□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td data-bbox="1489 308 1659 339">- 15点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 339 1489 371">□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td data-bbox="1489 339 1659 371">- 13点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 371 1489 403">□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td data-bbox="1489 371 1659 403">- 10点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 403 1489 435">□ 5. 文書注意</td> <td data-bbox="1489 403 1659 435">- 8点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 435 1489 467">□ 6. 口頭注意</td> <td data-bbox="1489 435 1659 467">- 5点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 467 1489 504">□ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）</td> <td data-bbox="1489 467 1659 504">- 3点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	□ 1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点	□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	□ 5. 文書注意	- 8点	□ 6. 口頭注意	- 5点	□ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	- 3点	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">□ 項目該当なし</div>
措置内容	点数																	
□ 1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点																	
□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																	
□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																	
□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点																	
□ 5. 文書注意	- 8点																	
□ 6. 口頭注意	- 5点																	
□ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	- 3点																	
<p>○総合評価項目不履行による減点（各 -3点）</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 1. 入札時（契約後）の技術提案を満足できなかった。または履行しなかった場合 □ 2. 受注後、下請業者の変更により県内業者が下請請負金額に占める割合が50%以上から50%未満に変更になった場合 □ 3. 受注後、指定品目とした県産品の活用が図られなかった場合 □ 4. 受注後、当該工事で活用するとした新技術等が活用されなかった場合 <p>① 本評価項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または告訴された。 ・ 6. 建設業法に違反する事実が判明した。（例）一括下請け、技術者の専任違反等 ・ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 ・ 16. その他 <p style="text-align: center;">理由： _____</p>																		